

第 22 回建築物事故・災害対策部会の議事の概要

論点①：エスカレーターの側面からの転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。

- 通常の使用状態という考え方について、ある程度整理が必要ではないか。
- 通常の使用状態の想定幅によって、対策も大きく変わってくる。民事的に言えば、工作物責任の問題を判断する際にも想定される使用法を超えているか否かが重要な基準になっている。いずれにしても総合的な判断になるため、法規制するのは難しいのでは。
- 過去の事故事例に関して、すべて防ぐことを視野に入れて考えるのではなく、通常の大人がひよっとしたら行うかもしれないという辺りを視野に入れた上で、通常の使用状態の幅の想定が必要ではないか。
- バルコニーの 1.1メートル以上の手すり等の現行規定と、エスカレーター転落防止対策を比較すると、想定している通常の使用状態のバランスが悪く、整合性を欠く気がする。
- 業界基準があれば、転落防止対策については事業者自身に委ねるのが望ましいのではないかと。
- 今回の事案は、事業者に対しては安全策を促し、一般消費者に対しては情報提供を行うことで、足りるのではないかと。

論点②：エスカレーターの側面からの転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。

- 昇降方向を逆にするだけで、安全上のリスクが低減できるという考え方もある。建築設計上で配慮していく余地はあるため、建築設計者の考え方を踏まえ議論する必要があるのではないかと。
- 想定し得ない事故を防ぐためには、利用者への注意喚起が重要。エレベーターの場合は、ある程度技術的な対策により安全性が確保できると思うが、エスカレーターの場合は、それ以上に、使う側の意識を高めることが、まず一番のポイントではないかと。
- 異常な使い方をさせない工夫（アクセスさせない。危険なものには近づけない等）を検討することで、通常の使用状態へ導くことが可能ではないかと。